

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、丸亀市飯山町土地改良区が土地改良事業（農業基盤整備促進事業（頭首工改修事業）東小川新池地区）を行うことについて平成28年6月20日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業文化部農林水産課において平成28年6月30日から同年7月20日まで縦覧に供する。

平成28年6月28日

香川県知事 浜 田 恵 造